



書籍販売の頒布価格ガイドライン

2021 年 9 月 16 日 第 2 回総務財務委員会制定

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、不定期刊行物に関する規程（0208）で定める不定期刊行物（以下、「刊行物」という）ならびに専門委員会にかかわる細則（0402-00-01）で定める成果報告書（以下、「報告書」という）、標準委員会運営規約（1101-01）で定める標準および標準に準ずる図書（以下、「図書」という）に関する頒布価格について、収益事業における価格差設定に関するガイドライン（0303-00-02）をふまえたうえで定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 頒布を目的とし、事務局で販売実務、料金収受、在庫管理を行う刊行物ならびに報告書、図書に対し、本ガイドラインで定める頒布価格を適用する。

(頒布価格の決定)

- 第 3 条 刊行物ならびに報告書、図書の頒布価格は、原則として刊行を計画した組織が決定するものとする。
- 2 刊行物ならびに報告書、図書の頒布価格は、定価と会員価格を設定する。
 - 3 会員価格は定価の 80%を目安とする。
 - 4 頒布価格は、刊行物制作費、印刷費、販売の際の送料などかかる費用を考慮したうえで設定し、予算措置を明確にする。また価格設定の際、必要に応じて事務局組織担当者と相談し決定する。

(価格の適用)

第 4 条 刊行物ならびに報告書、図書の購入者が、定款で定める会員種別（正会員、学生会員、教育会員、賛助会員）の場合「会員価格」を適用する。非会員が購入者の場合は「定価」を適用する。

(改定)

第 5 条 本ガイドラインの改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2021 年 9 月 16 日 第 2 回総務財務委員会制定、同日施行
2021 年 9 月 28 日 第 3 回理事会報告
- 2 本ガイドライン制定前に発行された刊行物で定価と会員価格が設定されていない刊行物につ

いては, 本ガイドラインの方針をふまえつつ, 収支のバランスを考慮し会員価格を決定する。
すでに会員価格が設定されている書籍については, 現在の定価および会員価格のままとする。